

県道の路線の廃止につき議決を求めることについて

た が て い し ゃ じ ょ う (県道多賀停車場線)

1 内容

多賀停車場線の多賀町道への管理移管に伴い、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項の規定に基づき廃止するものである。

2 路線の概要

近江鉄道多賀大社前駅の駅前(多賀停車場)と県道多賀高宮線交点を結ぶ県道として管理している路線であり、国道 306 号および町道の多賀絵馬通り線と重複している。

このうち、町道と重複する区間については、多賀町から地域の生活道路および観光道路としての機能を向上させるため、町への移管の要望がある。

【諸元】

路線名：た が て い し ゃ じ ょ う 多賀停車場線
起 点：多賀停車場
終 点：県道多賀高宮線交点
総延長：1.1km
道路法第 10 条第 3 項該当

【位置図】

